変更理由書

件　　名	富士見地区　配水管布設工事（施管第３号）

変更回数	1回目
変更理由	交通誘導員について、当初は標準施工日数により交通誘導員を計上していましたが、実績に基づき協議した結果、交通誘導員を減工するものです。また、当初想定していた建設発生土の処分先が受け入れ可能数量に達し、搬入不可となったため、搬出先を変更し処分費を増工するものです。以上の理由により減額変更するものです。